様式第１６（第４０条関係）（第一面から第三面まで）

|  |
| --- |
| 認定申請書  申請年月日　 　　２０２４年１０月１０日    　　経済産業大臣　殿  （ふりがな）きよはらかぶしきがいしゃ  一般事業主の氏名又は名称  清原株式会社  （ふりがな）おのはら まさあき  （法人の場合）代表者の氏名  斧原 正明  住所　〒541-0058  大阪府大阪市中央区南久宝寺町4丁目5-2  法人番号　9120001077397  　情報処理の促進に関する法律第３１条に基づき、情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条（①第１号、②第２号）に掲げる基準による認定を受けたいので、下記のとおり申請します。 |
| 記  情報処理システムの運用及び管理に関する指針に関する取組の実施状況  　(1) 企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | 清原DX | | 公表日 | 2023年08月01日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | https://www.kiyohara.co.jp/company/csr/dx  DX推進に向けた方向性 | | 記載内容抜粋 | 私たちの業界は、少子高齢化、環境意識の高まり、そしてオンライン購買の増加という社会的な変化に直面しており、これらが競争環境に大きな影響を与えています。このような状況において、当社ではデジタル技術の活用が不可欠であると認識し、業務効率化と短納期対応を推進することで、調達に関わるコスト増大や業務負荷の軽減に取り組んでいます。これらの取り組みは社内外に対して透明性を持って公表しており、さらなる進展を目指しています。  当社の経営ビジョンは、「デジタル技術を活用した流通効率化と顧客ニーズに応じた新しいサービス提供」に基づいており、これを通じて持続可能な成長を実現することを目指しています。デジタル化を加速させることで、より効率的な業務運営と市場の変化に即応できる体制を整えています。  その一環として、当社ではサプライチェーンのデジタルツインを導入し、データ駆動型の調達業務を展開しています。これにより、需要予測や在庫管理の最適化を実現し、適切な商品を適切なタイミングで提供することで、顧客満足度を一層高めることが可能となりました。さらに、パートナー企業との連携を強化し、持続可能な成長を共に推進していくことを目指しています。  当社は今後も、デジタル技術を積極的に活用し、競争力のあるビジネスモデルを構築し続けることで、業界をリードしていきます。 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | 当該文書に関しては代表メッセージ含め取締役会の承認を経て、公開しております。 |   (2) 企業経営及び情報処理技術の活用の具体的な方策（戦略）の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | 清原DX | | 公表日 | 2023年08月01日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | https://www.kiyohara.co.jp/company/csr/dx  ＤＸ推進の戦略 サプライチェーンデジタルツイン データドリブンな顧客ニーズの最適化 | | 記載内容抜粋 | 〇 顧客満足度の向上  顧客情報や購買履歴のデータを活用し、カスタマイズされたサービスやプロモーションを提供することで、顧客ニーズに対応し、満足度の向上を図ります。  〇 企業競争力の強化  商品データの整備やデジタルツイン技術の導入により、効率的な調達業務を実現し、業界全体の生産性向上を図ります。  〇 DX人材の育成  社内にデジタル専門チームを設置し、DX推進に必要なスキルを持つ人材の育成を進めています。さらにIPAのセキュリティ資格を取得した人材を活用し、セキュリティ強化にも貢献します。 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | 当該文書に関しては代表メッセージ含め取締役会の承認を経て、公開しております。 |   　　① 戦略を効果的に進めるための体制の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | https://www.kiyohara.co.jp/company/csr/dx  ＤＸ戦略実行に向けた推進体制 | | 記載内容抜粋 | 〇 推進への組織体制  DX推進本部を設置し、各事業部にDX推進担当者を配置しています。これにより、社内全体でのデジタル化を効果的に推進する体制が整っています。  〇 人材育成・確保  外部の教育プログラムを活用してIT資格取得を支援しています。また、セキュリティ委員会を設置し、セキュリティ資格保有者などIT資格保有者が活躍できるポストを用意することで、DX推進に向けた人材強化を進めています。 |   　　② 最新の情報処理技術を活用するための環境整備の具体的方策の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | https://www.kiyohara.co.jp/company/csr/dx  ＤＸ戦略実行に向けた環境整備 | | 記載内容抜粋 | 〇 環境整備  社内サーバーの削減を進め、クラウドサービスへの移行を推進しています。また、経費システムなどクラウドソフトの活用により、業務効率化と情報漏洩対策を強化しています。さらに、IT資格取得を目指す社員向けの研修プログラムを導入し、今後もDX人材育成のための研修を充実させていく予定です。 |   (3) 戦略の達成状況に係る指標の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | 清原DX | | 公表日 | 2023年08月01日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | https://www.kiyohara.co.jp/company/csr/dx  ＤＸ推進の指標達成について | | 記載内容抜粋 | DX推進の成果指標として以下を設定しています。  ・整備された商品データベースの件数  ・サプライチェーンのデジタルツインの実現状況 |   (4) 実務執行総括責任者による効果的な戦略の推進等を図るために必要な情報発信   |  |  | | --- | --- | | 発信日 | 2023年08月01日 | | 発信方法 | https://www.kiyohara.co.jp/company/csr/dx  代表メッセージ | | 発信内容 | 清原DXについて実務執行総括責任者である代表取締役社長自らが行っている。  業界のサプライチェーンを支える専門商社として、DX戦略により、市場、お取引先、そして自社の三者満足と飛躍的な生産性向上を実現し、未来に向けた成長を目指して参ります。 |   　(5) 実務執行総括責任者が主導的な役割を果たすことによる、事業者が利用する情報処理システムにおける課題の把握   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2024年9月頃 | | 実施内容 | 代表社員が「DX推進指標」による自己分析を実行し、課題の把握を行ったのちに「DX推進ポータル」上で提出しました（提出日2024年9月9日） |   　(6) サイバーセキュリティに関する対策の的確な策定及び実施   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2022年3月1日より現在継続中 | | 実施内容 | Security Action自己宣言（2つ星）を宣言しました。  　利用者番号：90097266960  　自己宣言ID：40190903234  情報セキュリティ基本方針を下記URLに掲載しました。  https://www.kiyohara.co.jp/security |   （注）(1)～(3)の取組において公表先のURLを提出しない場合は次の①の書類を、(4)の取組において情報発信内容を確認できるウェブサイトのURLを提出しない場合は、次の②の書類を添付すること。また、必要に応じて③、④の書類を添付できる。  ①　(1)～(3)の取組における、公表を行っていることを明らかにする書類（公表先のウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ②　(4)の取組における、情報発信を行っていることを明らかにする書類（情報発信内容を確認できるウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ③　(1)の取組における企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性、(2) の取組における戦略を補足説明するための書類（最新の情報処理技術の変化による影響を踏まえた観点から決定していることを説明する書類等）  ④　(5)～(6)の取組における、実施内容を補足説明するための書類 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１６（第４０条関係）（第四面及び第五面）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条第２号に掲げる基準による認定を受けようとする場合は、以下についても記載すること。  　(1) データ連携システムの運用及び管理に関する説明   |  |  | | --- | --- | | データ連携システムの目的、概要に関する説明 |  | | データ連携システムの運用及び管理を開始した日 | 年　　月　　日 | | ガイドラインその他の機構が定める文書等の名称 |  | | 開発、運用及び管理を共同で行うことが合理的であることの説明 |  | | データ連携システムにおいてデータ流通機能及び連携サービス機能を有することの説明 |  |   (2) 利用者に対するデータの管理に関する事項の開示   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(3) データ連携システムの安全性及び信頼性の確保のために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(4) データ連携システムに接続する情報処理システムの安全性及び信頼性を確保されていることを確認するために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(5) 他のデータ連携システムとの相互の連携を確保するためにデータ連携システムが準拠する基準の公表   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 |  | | 準拠する基準に対してデータ連携システムで機能を整備していることの説明 |  |   　(6) データ連携システムに係る事業の実施に必要な経営の安定性及び経営資源の確保   |  |  | | --- | --- | | 経営の安定性の確保に関する説明 |  | | 経営資源の確保に関する説明 |  |   （注）(1)～(6)の取組においては、必要に応じて実施内容を補足説明するための書類を添付するものとする。 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１６（第４０条関係）（第六面）

（記載要領）

１．「申請年月日」欄は、経済産業大臣に認定申請書を提出する年月日を記載すること。

２．「住所」欄は、一般事業主が法人の場合にあっては、主たる事務所の所在地を記載すること。

３．一般事業主が法人の場合であって法人番号が記入されている場合は、一般事業主の氏名又は名称、代表者の氏名、住所の記載を省略することができる。

４．申請を行う類型について、該当するものの番号を○で囲むこと。

５．申請内容は正しく記載すること。認定後、虚偽または不正の申請を行ったことが判明した場合には、認定の取消し等所要の措置を講ずることがある。